

ニッポンバラタナゴ保護推進指針

1 保護の目標

本種は全長約 5cm のコイ科の魚類である。体高は高く、口ひげはない。測線は不完全であり、体側上に暗青色の縦帯がある。産卵期のオスは赤褐色を帯び、腹部外縁と腹鰭は黒くなる。メスは長い産卵管を伸ばし、二枚貝の中に産卵する。かつては奈良盆地のため池などに広く生息していたと考えられるが、現在確認されているのは 1 地点のみである。本県のほか、大阪府東部、香川県北部、九州北中部のみで確認されており、本県は分布の東限に当たる。希少になった最大の要因は、本種と亜種関係にある外来種タイリクバラタナゴとの競争、交雑による。ブラックバスなどの魚食性外来魚による捕食の影響も無視できない。ため池の管理放棄による水質など生息環境の悪化も危惧される。

このようなことから、本種の生息状況等の把握を行い、その結果等を踏まえて、生息環境の保全等を図るとともに、人工繁殖を行うこと等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標として保護施策を推進する。

2 保護の推進に関する方針

(1) 生息状況等の把握・モニタリング

本種の保護施策を適切かつ効果的に実施するため、産卵状況、発生状況及び個体数の増減等の生息状況並びに水質及び産卵母貝の生息状況等の生息環境等に関する調査を継続的に行う。あわせて、本種の希少になった要因が、外来種による捕食、生態的競争及び交雑等であることを踏まえ、生息地及びその周辺の外来種の生息状況等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。

また、他府県、研究機関若しくは保護活動団体の調査研究成果及び前述の調査結果を踏まえ、本県における、本種の生物学的特性の解明、本種を取り巻く生態系の構造の解明、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその現状の把握に努める。

(2) 生息地における生息環境の保全

本種の自然状態での安定した存続のためには、生息地の水環境、産卵母貝、産卵母貝の幼生が寄生するヨシノボリ等、本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。また、意図的・非意図的に関わらず、生息地への外来種の侵入を防ぐことが必要である。

このため、本種の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮して、生息・繁殖環境の維持・改善のための適切かつ効果的な取組を検討する。

(3) 人工繁殖及び個体の再導入

全国的にも各地域の個体群が絶滅のおそれのあることを踏まえ、分布の東限として本県に生息する本種の系統を保存するため、適切な教育・研究機関等において個

体の飼育繁殖を行い、飼育下における一定の個体数の維持を図る。なお、本指針策定時に、既に関係機関等において飼育されている個体については、今後の保護施策に有効に活用するため、関係者において検討及び調整を進める。

また、個体数の減少が著しく、ごく近い将来絶滅するおそれが極めて高い場合などは、生息地及びその周辺で、生息環境が復元できる可能性がある水域を調査・確保し、本種の生息に必要な環境条件を整えた上で、系統保存されている飼育下における繁殖個体を再導入し、本県個体群の再構築と生息地の再生を図ることを検討する。

(4) 普及啓発の推進

本種の保護施策を実効あるものとするためには、関係行政機関及び県民等に対し、本種の生息状況、生物学的特性、保護の必要性、外来種による影響及び保護に対する取組の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を幅広く働きかける。

また、民間団体や関係機関等の協力を得て、本種及び本種の保護に理解を深めるための学習会の開催等の取組を行い、生息地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

さらに、本種の生息環境が伝統的に続けられてきた農業活動によって維持されることを踏まえ、人と自然環境の関わりを示す自然環境学習の素材として活用するよう努める。

ただし、本種の希少性に目を付けた業者やマニアによる販売・愛がん目的の捕獲も憂慮されることから、具体的な生息地情報については保護上非公開とする。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的知識を有する希少野生動植物保護専門員、本種の保護に関わる保護活動団体等の協力を得て進めるものとする。

3 保護の推進に関する重要事項

本種の生息地は限定され、個体数も著しく少ない状況にあるため、生息地を管理する管理主体、生息地における希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体による巡視を行う等、捕獲防止のための対策を講ずる。

また、本種の保護施策の実施に当たっては、生息地を管理する管理主体、関係行政機関、保護活動の主体となる地元有識者、地元保護活動団体などのほか、専門的な立場から必要な啓発・調査・助言等を行う希少野生動植物保護専門員、生息地を巡視しその捕獲等を防止する希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体との連携を図る。